

記入例

健康保険 任意継続被保険者 資格取得 申出書

提出日： 令和 年 月 日

保険証	記号	番号	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
氏名	申請者ご本人について、記入してください。		〒	〒	資格喪失日（退職日の翌日）	退職日の翌日を、記入してください。		
現住所	〒 - 電話番号 ()		現住所、日中連絡がつく電話番号を記入してください。					
退職後住所	※退職後に現住所から転居予定のある場合のみご記入ください。		〒 - 電話番号 ()	令和 年 月 日		退職後に現住所から転居予定のある場合に、記入してください。		
緊急連絡先	携帯電話	()	メール	メールでご連絡をしても差支えない場合に、記入してください。				
被保険者が記入するところ	保険料の納付方法	※ご希望の保険料納付方法にチェック印を付してください。		保険料納付方法シートおよび東レ健保HPをご参照いただき、ご自身に合った納付方法を選択してください。 ご希望の納付方法に沿った説明資料および納付書をお届けいたします。 なお、途中での納付方法変更は、可能な範囲でご対応いたします。				
	給付金および補助金等の受取口座	医療費が高額になった場合の給付金や人間ドック補助金等の受取口座を指定してください。		<input type="checkbox"/> 信組 <input type="checkbox"/> 農協	<input type="checkbox"/> 支店	蓄		
被扶養者欄	※退職後も引続き被扶養者となられる方がいる場合のみご記入ください。 注1) 退職後新たに被扶養者となられる方がいる場合は、別途「被扶養者異動（追加）届」を提出してください。 注2) 被扶養者になれる方の収入基準は次のとおりです。 60歳未満：年収130万円未満/月額108,334円未満、60歳以上または障害年金受給者：年収180万円未満/月額150,000円未満							
	氏名	生年月日	性別	続柄	同居別居の別	職業	年間収入	
	氏	退職後も引続き被扶養者となられる方がおられる場合のみ記入してください。	退職後に新たに被扶養者を追加される場合は、別途「被扶養者異動届」を提出してください。	年間収入	円			
	氏名	生年月日	性別	続柄	同居別居	職業	年間収入	
	氏	退職後も引続き被扶養者となられる方がおられる場合のみ記入してください。	退職後に新たに被扶養者を追加される場合は、別途「被扶養者異動届」を提出してください。	年間収入	円			

※この申出書は退職日の翌日から20日以内に当組合必着で提出してください。期限を過ぎると加入できません。

【以下健保組合記入欄】

資格取得日（入社日）	昭和 平成 令和	年 月 日	資格喪失日（退職日の翌日）	令和	年 月 日	退職時の標準報酬月額
任継資格取得日	令和	年 月 日	任継資格喪失予定日	令和	年 月 日	千円
任継適用標準報酬月額	千円	介護保険適用	有・無			

担当者	GL	事務長	常務理事

保険料の納付方法について

● 1. 口座振替による毎月納付

ご指定の口座から毎月27日（27日が土日、祝日の場合は翌営業日）に翌月分の保険料を引き落とさせていただきます。振替手数料は143円で、ご自身で送金される振込手数料より安価です。口座振替を希望される場合、まずは資格取得申出書の保険料の納付方法について「1. 口座振替による毎月納付」を選択してください。当組合より任意継続資格取得通知書・納付書等をお送りする際に「口座振替依頼書」（明治安田収納ビジネス社に委託）を同封しますので、別途手続きを行ってください。手続きには2カ月（退職日より3カ月になる場合があります）を要しますので、口座振替が開始されるまでは「納付書」により納付してください。

● 前納による納付（2. 半期前納、3. 通年前納）

任意継続加入月（初回保険料）の翌月分からの保険料を一定期間分まとめて前納することで、保険料が割引されます。

- 前納できる期間：
- 4月から9月分の6カ月間（納付期限は3月末日）
 - 10月分から翌年3月分の6カ月間（納付期限は9月末日）
 - 4月分から翌年3月分の12カ月間（納付期限は3月末日）

※年度途中で任意継続に加入された場合は、加入月の翌月から9月分まで、あるいは3月分までを納付することができます。

前納を希望される場合は、資格取得申出書の保険料納付方法について「2. 半期前納」あるいは「3. 通年前納」を選択してください。当組合より任意継続資格取得通知書等をお送りする際にご希望の前納期間分と初回保険料の「納付書」を同封しますので、必ず納付書に記載されている期限内に納付してください。なお、2回目（次年度）以降の前納分納付書は同封していません。納付時期になりましたら当組合よりご自宅宛てにお届けいたします。

● 4. 納付書で毎月納付

ご自身で毎月納付を希望される場合は、資格取得申出書の保険料納付方法について「4. 納付書で毎月納付」を選択してください。当組合より任意継続資格取得通知書等をお送りする際に、今年度分の「納付書」を同封しますので、必ず毎月10日までに納付してください。

なお、次年度以降の納付書は年度末（3月）の初旬にご自宅宛てにお届けいたします。

【ご留意事項】

1. 保険証は退職後、本申出書を受理次第すみやかに交付し、簡易書留でご自宅宛てに送付します。
※退職前から事務処理を進めている場合は、退職日に交付します。
2. 「納付書」はゆうちょ銀行では取り扱っていただけません。ゆうちょ銀行以外の金融機関窓口で納付してください。振込手数料はご本人様負担となります。
3. 「納付書」を利用せず、ATMやネットバンキングから「初回保険料と翌月以降分の保険料の合算額など」をご送金いただいても構いませんが、金額にお間違いのないようにお願いします。なお、当組合では都度の領収書の発行はしていません。お控えは大切に保管してください。
4. 途中（2年目など）での納付方法変更については、可能な範囲で対応いたしますので、当組合までご相談ください。